NEWS RELEASE

平成 25 年５月 29 日

各　　位

会　　社　　名　株式会社フライトシステムコンサルティング
代表者の役職氏名　代表取締役社長　　片　山　　圭一朗
（コード番号:3753 東証マザーズ）
問 い 合 せ 先　代表取締役副社長　松　本　　隆　男
金(こん)　浩　樹
電　話　番　号　03-3440-6100（代）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年６月 26 日開催予定の第 26 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1)　本日付の「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立、吸収分割契約締結及び商号の変更に関するお知らせ」にて別途開示のとおり、平成 25 年 10 月１日(予定)をもって、これまでの事業会社から持株会社(同日付で「株式会社フライトホールディングス」へ商号変更予定)へ経営組織を変更いたします。これに伴い、現行定款第１条(商号)及び第２条(目的)を変更し、併せて、平成 25 年 10 月１日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

(2)　今後の事業内容の拡大及び多様化に対応するため、平成 25 年６月 26 日をもって現行定款第２条につきまして事業目的を追加するものであります。

(3)　当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、平成 25 年６月 26 日をもって現行定款第５条(発行可能株式総数)について、現行の 150,000 株から 330,000 株に変更するものであります。

(4)　平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成 25 年５月 29 日の取締役会において、平成 25 年 10 月１日をもって、当社株式１株を 100 株に分割するとともに、第７条(単元株式数)を新設し、1 単元の株式を 100 株とする単元株制度を採用すること及び発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させることについて決議いたしました。

これに伴い以下の変更を行うものであります。

① 単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第７条（単元株式数）を新設するものであります。
② 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第８条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
③ 新設条文の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。
④ その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

(5)　取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第 20 条に所要の変更を行うものであります。

２．日程

(1)定款変更のための定時株主総会開催(予定)　　平成25年６月26日(水)

(2)定款変更の効力発生日

①上記１．(2)(3)(5)に係る変更　　平成25年６月26日(水)

②上記１．(1)(4)に係る変更　　平成25年10月１日(火)

３．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更する条文のみ記載。下線部が変更部分)

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
(商号) 第１条　当会社は、株式会社フライトシステムコンサルティングと称し、英文ではFLIGHT SYSTEM CONSULTING Inc.と表示する。	(商号) 第１条　当会社は、株式会社フライトホールディングスと称し、英文ではFLIGHT HOLDINGS Inc.と表示する。
(目的) 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式(または持分)を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
１、～６、(条文省略)	１、～６、(現行どおり)
(新　設)	７、不動産の所有、利用、管理、賃貸借、売買、交換、仲介及び鑑定業並びにこれらの受託
(新　設)	８、建築設計並びに工事請負
(新　設)	９、損害保険代理業
７、(条文省略)	10、(現行どおり)
第２章　株　　式	第２章　株　　式
(発行可能株式総数) 第５条　当会社の発行可能株式総数は、150,000株とする。	(発行可能株式総数) 第５条　当会社の発行可能株式総数は、330,000株とする。
第６条　(条文省略)	第６条　(現行どおり)
(新　　設)	(単元株式数) 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。
(新　　設)	(単元未満株式についての権利) 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第７条～第19条　(条文省略)	第９条～第21条　(現行どおり)

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（任　期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株総会の終結の時までとする。	（任　期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株総会の終結の時までとする。
第21条～第50条　（条文省略）	第23条～第52条　（現行どおり）
（新　　設）	附　則 １．第１条(商号)及び第２条(目的)の変更は平成25年10月１日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生日をもって削除する。 但し、第２条（目的）第７号乃至第９号の新設並びにこれに伴う号数の繰り下げは、平成25年６月26日をもって効力を生じるものとする。
（新　　設）	２．第７条（単元株式数）及び第８条（単元未満株式についての権利）の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日をもってその効力を生じるものとし、本附則は効力発生日をもって削除する。

（注）平成25年５月29日の取締役会決議に基づき、平成25年10月１日をもって、第５条（発行可能株式総数）は、株式分割の割合に応じて33,000,000株に変更されます。

以　上